

2025年2月14日

各 位

会 社 名 株式会社N I C S  
(コード番号 222A TOKYO PRO Market、  
Fukuoka PRO Market)  
代 表 者 名 代表取締役社長 山根 慎一郎  
問 合 せ 先 取締役業務本部長 木村 裕一  
T E L 0863-32-5111  
U R L <https://www.nics.ne.jp>

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、2025年3月28日開催予定の第51回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 1. 変更の目的

- (1) 当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、会計監査人を設置するため、第4条（機関）、第37条（会計監査人の選任）、第38条（会計監査人の任期）、第39条（会計監査人の報酬等）、第40条（会計監査人の責任免除）を新設するものであります。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容 変更の内容は別紙のとおりです。

- |       |                 |                   |
|-------|-----------------|-------------------|
| 3. 日程 | 定款変更のための株主総会開催日 | 2025年3月28日（金）（予定） |
|       | 定款変更の効力発生日      | 2025年3月28日（金）（予定） |

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p>
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役会のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(新設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役会のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>
<p>第5条～第36条 (条文省略)</p>	<p>第5条～第36条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 <u>会計監査人</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(会計監査人の選任)</u></p> <p>第37条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p>第38条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p>第39条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て決定する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(会計監査人の責任免除)</u></p> <p>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことにおいて、会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>

第6章 計算

第37条～第40条 (条文省略)

第7章 計算

第41条～第44条 (条数繰下げ、条文は現行どおり)